

第3章 計画の基本構想

第1節 望ましい環境像

計画の基本的事項、環境を取り巻く状況などをふまえ、第5次計画の本町が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

望ましい環境像

「豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田」

第1次・第2次計画では、本町の豊かな水と緑に恵まれた自然が現代まで大切に引き継がれ、多くの恩恵を私たちの暮らしに与えてきた望ましい環境像を「豊かな水と緑をはぐくむまち住田」と掲げ、計画を推進してきました。

第3次・第4次計画では、第1次・第2次計画で掲げた「豊かな水と緑」をはぐくむ取り組みを継承し、さらに発展させていくため、「未来へつなぐすみの輝き」を望ましい環境像に掲げ、計画を推進してきました。宮沢賢治が愛した国指定名勝のイーハトーブの風景地「種山ヶ原」、高山植物の宝庫で県立自然公園の「五葉山」、全国の太公望が訪れる清流「気仙川」など、きわめて質の高い、まさに他に誇れる、先人たちが守り続けてきた豊かな自然は、住田の輝きであり、未来へつなぐ責務があるものです。

第5次計画では、「住田町総合計画」を上位計画として、それに掲げる基本構想を環境の側面から実現するために継続した取り組みを図るものです。町民、事業者、町がそれぞれの責務を認識しつつ連携し、自らが環境の保全及び創造に努め、さらに旅行者を始めとする一時滞在者の協力を得て施策を推進していくことが重要となります。

望ましい環境像は、「豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田」と定め、住田の豊かな環境を守り、地域資源として最大限に活用しながら、豊かな環境との共生と持続可能な暮らしを両立させる施策を推進し、望ましい環境像を目指していきます。

第2節 計画の基本目標

望ましい環境像を具現化するため、次の5つを基本目標に設定します。

基本目標Ⅰ 自然環境を守る取り組み ～森と水・大地が輝くまちづくり～

- 広大な森林や美しい川をはじめとする自然が持つ機能を再認識し、土地利用の適正化に努め、森林や農地の適正な管理により、それらの自然環境を守り育てるまちづくりを進めます。
- 希少な野生動植物の保護や多種多様な生物の生態系の保全に向けたまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 生活環境を守る取り組み ～穏やかな暮らしが輝くまちづくり～

- 環境リスクの管理を行い、快適な居住空間で健康で安全に生活できるまちづくりを進めます。
- 地域の個性を生かして、魅力ある自然景観や、歴史的・文化的資産の保全や継承に努め、景観と調和したまちづくりを進めます。
- 防災、衛生、景観など住民の生活環境への影響が深刻化している空き家等について、有効活用を図るとともに、特定空家等を増加させない取り組みを進めます。

基本目標Ⅲ 資源循環を創る取り組み ～循環で資源が輝くまちづくり～

- 私たちの日常生活や事業活動のあり方を見直し、ごみの排出量を抑制する仕組みづくりに取り組むとともに、3R（発生抑制、再利用、再生利用）に取り組むなど、環境に負荷が少ない資源循環型のまちづくりを進めます。
- 廃棄物の不法投棄をなくすため、意識啓発をさらに進めます。

基本目標Ⅳ 地球環境を守る取り組み～青く輝く地球にやさしいまちづくり～

- 私たちの日常生活や事業活動のあり方を見直し、省エネルギー、省資源対策を実践するなかで、温暖化の主な原因とされる温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みをし、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標Ⅴ 特色ある取り組み ～住田らしさが輝くまちづくり～

- 多様な環境問題について、「住田らしさ」（住田町の特色ある環境施策）で取り組み、住田発の環境施策を全国に発信しながら、住田らしさが輝くまちづくりを進めます。
- 本町で進めている木質バイオマスエネルギーの普及拡大や、資源を効率的に循環させていく再生可能エネルギーの導入を進めます。

- 本町の基幹産業である農業や林業においても、環境へ配慮をしながら、自然と共生できるよう取り組みます。
- 各人が様々な環境学習を通じて、環境問題を正しく理解し、町民と事業者、町が一体となり、一時滞在者の協力を得て、環境保全活動を推進します。
- 貴重な財産である里山の景観を、協働の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいくことを目指すこざっぱり条例の理念に基づき、町民等の自主的な取り組みと町の施策を合わせ、町民運動の一環としてのまちづくりを推進します。



自然と調和した景観形成

第3節 施策の体系

前項に掲げた基本目標のもと、各施策の個別目標を設定し、この計画における施策を次のとおり体系化します。

望ましい環境像

「豊かな環境と共生する 持続可能なまち 住田」

| 基本目標 | 個別目標 | 施策項目 |
|-----------------|------------|--|
| I 自然環境を守る取り組み | ① 自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全 ・農地の保全 ・水辺と水資源の保全 |
| | ② 生物多様性の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保護 |
| II 生活環境を守る取り組み | ③ 生活環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクの管理 ・汚水の適正処理 ・放射性物質の対策 |
| | ④ 景観の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全 ・歴史的・文化的環境の保全 ・居住空間の創出 ・空き家対策の推進 |
| III 資源循環を創る取り組み | ⑤ 循環型社会の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化と3R運動の推進 ・廃棄物の適正処理 |
| IV 地球環境を守る取り組み | ⑥ 地球環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・環境にやさしい製品の利用推進 |
| V 特色ある取り組み | ⑦ 資源の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの推進 |
| | ⑧ 環境と産業の共生 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい農業の推進 ・環境にやさしい林業の推進 ・環境にやさしい開発行為 |
| | ⑨ 環境学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・系統的・継続的な森林環境学習の推進 ・多様な環境学習の推進 |
| | ⑩ 住民参加の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティによる環境保全活動の推進 ・こざっぱり条例の具現化 |

第4節 SDGs と環境基本計画との関わり


















SDGsとは

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。
- ・ 人口減少に歯止めをかけ、地域社会を持続させるためには、社会保障や自然環境、地域経済などを将来にわたって持続させていくことが必要です。
- ・ こうしたことから、本計画の各政策分野とSDGsの17のゴール（国際目標）を関連付け、本町の取組みが世界的な課題解決につながることを示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



・ SDGs に掲げる 17 のゴール（国際目標）

| | |
|---|--|
|  | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
|  | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
|  | すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
|  | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
|  | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
|  | 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
|  | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  | 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
|  | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

SDGsと各施策分野との関わり

- SDGsと本計画の各施策分野との関りを示すと、以下の通りになります。

| SDGs 17のゴール（国際目標） | 環境基本計画の個別目標 | | | | | | | | | |
|--|-------------|-----------|----------|--------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| | 自然環境 | | 生活環境 | | 資源循環 | 地球環境 | 特色ある | | | |
| | ①自然環境の保全 | ②生物多様性の保全 | ③生活環境の保全 | ④景観の保全 | ⑤循環型社会の形成 | ⑥地球環境の保全 | ⑦資源の有効活用 | ⑧環境と産業の共生 | ⑨環境学習の推進 | ⑩住民参加の推進 |
|  1 貧困をなくそう | | | | | | | ○ | ○ | | |
|  2 飢餓をゼロに | | | | | | | | ○ | | |
|  3 すべての人に健康と福祉を | | | ○ | | | | | ○ | | ○ |
|  4 質の高い教育をみんなに | | | | ○ | | | | | ○ | |
|  5 ジェンダー平等を実現しよう | | | | | | | | | | |
|  6 安全な水とトイレを世界中に | ○ | | ○ | | | | | ○ | | |
|  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | | | ○ | | | ○ | ○ | | | |
|  8 働きがいも経済成長も | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
|  10 人や国の不平等をなくそう | | | | | | | | | | |
|  11 住み続けられるまちづくりを | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
|  12 つくる責任つかう責任 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
|  13 気候変動に具体的な対策を | ○ | | | | | ○ | | | | |
|  14 海の豊かさを守ろう | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | |
|  15 陸の豊かさを守ろう | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | |
|  16 平和と公正をすべての人に | | | | | | | | | | |
|  17 パートナリシップで目標を達成しよう | | | | | | | | | | ○ |